平成２８年（フ）第６８８号
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目32番６－107号
債務者　石飛　嘉基
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第７０３号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目９番25－307号
債務者　足立　哲男
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３３号
兵庫県尼崎市浜田町３丁目84番地　小寺文化
債務者　河内久美代
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４３号
兵庫県西宮市伏原町２－49　西宮ハイムⅠ101号　田中方、住民票上の住所神戸市灘区岸地通４丁目１番12号
債務者　松澤　武士
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１号
奈良県大和高田市土庫２丁目４番８号、前住所奈良県大和高田市東雲町12番９号
債務者　米田　太一
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１１号
奈良県香芝市磯壁１丁目915番地15
債務者　森田　理恵（旧姓高垣）
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１４号
奈良県香芝市今泉663番地　ニューシティ今泉103号、前住所奈良県香芝市磯壁３丁目80番地１　コーポラスタテバヤシ404号
債務者　田中　圭子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１８号
奈良県葛城市竹内287番地１　エバーグレース当麻408号
債務者　原田　裕二
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第８３号
石川県小松市福乃宮町２丁目15番地１、従前の住所石川県小松市福乃宮町２丁目126番地
債務者　村井　千春（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第７０７号
兵庫県尼崎市浜１丁目７番43－211号、前住所高知県高知市仲田町15番５号　第３土南ビル401号
債務者　インディアンサマーこと　前田　邦嗣
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３５１号
和歌山市中之島525番地
債務者　雑賀　　健
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３６４号
和歌山市坂田254番地６
債務者　山口　昭子
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３６５号
和歌山市内原988番地23　マンション南方２－５
債務者　浅井　賢治
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３６９号
和歌山市梶取112番地　ハイツ大和103号
債務者　坂井　景子
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１号
和歌山県岩出市山32番地の１（403号）
債務者　川井　寛美
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２号
和歌山市築港５丁目９－１　湊荘222号室、住民票上の住所三重県伊勢市吹上２丁目２番29号
債務者　中山　直久
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３号
和歌山市有家96番地
債務者　上西美千代
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係